

広島県告示第百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宅部地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福山市		郡市	
引野町		町・村	
三丁目		丁目・大字	
天道端		字	
天道山		地番	
天道端		標柱番号	
甲四〇〇〇番一	四〇〇一番一四	標柱一号	
四〇四三番	四〇四八番三	標柱二号	
四〇四九番	四〇四八番三	標柱三号	
三八八五番三	四〇四九番	標柱四号及び五号	
四〇〇一番九	三八八五番三	標柱六号	
三八八八番地先	四〇〇一番九	標柱八号	
里道敷	三八八八番地先	標柱九号	
		標柱七号	